

平成19年10月23日

教 職 員 各 位

所 長

労働時間管理の適正化、時間外労働の縮減及び休暇の取得促進の
ための対策について(通知)

このことについて、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

ついては、管理・監督者及び職員一人一人が、下記事項に留意し、労働時間管理の適正化、時間外労働の縮減及び休暇の取得促進に積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、具体的な対応は、各研究室等の実情に応じて取り組んでいただくこととしますが、本研究所におけるこれまでの対策として、①時間外労働に関する通知、②長時間労働に対する相談体制等の通知も加齢研ホームページに掲載しておりますので、併せて対応方をお願いいたします。

記

1. 業務内容の点検、改善による時間外労働の縮減への対応
2. 時間外労働の指揮命令の明確化・均衡化による適正管理
3. 定時退勤、早期退勤への意識向上
4. 健康障害の防止のための休暇の取得促進

人職職

平成19年10月16日

各部局長、本部各部（室）長 殿

理事（人事労務・施設担当）
折 原 守

労働時間管理の適正化、時間外労働の縮減及び休暇の取得推進の
ための対策について（通知）

労働時間管理の適正化については、仙台労働基準監督署からの指導を踏まえて、「時間外労働に係る労働基準監督署からの是正勧告等について（平成19年3月9日理事（人事労務担当）」でその取組むべき事項を通知したところですが、この度の「労働時間管理の実態を把握するための内部調査」の結果をみると、まだまだ全学に徹底されていない状況が見受けられます。

また、時間外労働の縮減についても年次有給休暇の計画的使用の促進と併せて、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け従来から全学的に取り組んできているところですが、近年における本学の職員を取り巻く労働環境においてそれらを実現するためには、これまで以上の積極的な取組が求められます。

よって、本学では、従来から取り組んできた「管理職員の意識啓発等によるコスト意識を持った適切な労働時間管理の徹底、業務の徹底した見直し等、時間外労働縮減のための環境整備や業務改善の取組」をさらに推進するために、この度『労働時間管理の適正化・時間外労働の縮減及び休暇の取得推進のための対策について（平成19年10月16日理事（人事労務・施設担当）』を別添のとおり策定いたしました。

今後におきましても、労働時間管理の適正化、時間外労働の縮減及び休暇の取得推進に取り組まれますよう改めてお願いいたします。